

むつ市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和4年 2月25日

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 佐々木 肇

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	総務部 総務課
監 査 事 項	(1) 現金等の保管、管理状況
改善を要する事項	<p>コピー機使用料について、毎日確認しているにもかかわらず、都度払い込まず、月末にまとめて払い込んでおり不適正であった。</p> <p>収納した現金は毎日取りまとめのうえ、指定金融機関等に払い込まなければならない。</p>
改善策等の措置状況	<p>市民サービスの一環として設置しているコピー機の使用に係る実費相当額の収納については、これまで極めて少額（1日当たり最少額：10円、おおむね毎日100円前後）であることから、事務処理コスト低減を意識した上で、月末取りまとめとしておりました。</p> <p>今回の指摘を受け、実査後、財務規則どおり毎日の取りまとめと調定を行い、翌日（休日の場合は次の開庁日）に払い込むこととしました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	企画政策部 企画調整課
監 査 事 項	(1) 現金等の保管、管理状況
改善を要する事項	市史等販売代金について、平日15時までに来庁し、現金で購入する者に対し、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適切であった。
改善策等の措置状況	実査後、直ちに所定の領収書（2連符）による対応としました。

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

<p>担 当 課</p>	<p>企画政策部 市民連携課</p>
<p>監 査 事 項</p>	<p>(1) 現金等の保管、管理状況</p>
<p>改善を要する事項</p>	<p>むつ市全図販売代金について、平日15時までに来庁し、現金で購入する者に対し、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適切であった。</p>
<p>改善策等の措置状況</p>	<p>来庁時間にかかわらず所定の領収書（2連符）を使用する取り扱いへと変更しました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	財務部 管財課
監 査 事 項	(1) 現金等の保管、管理状況
改善を要する事項	<p>自動販売機の釣り銭忘れの現金について、拾得物一覧表に事実と異なる記載をしており不適正であった。 (警察に届けていないものを届けたと記載していた。) 記録は事実に基づき、正確でなければならない。</p>
改善策等の措置状況	<p>《原因》勘違いによる記載誤り。 《措置》記載事項訂正済み。 以後、記載事項について複数人で定期確認を行います。 (担当者⇒GL⇒課長)</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	川内庁舎 管理課
監 査 事 項	(1) 現金等の保管、管理状況
改善を要する事項	出納員の印が破損により使用出来ない状態であった。
改善策等の措置状況	むつ市公印規則の手続きにより、経年劣化による公印の廃止とそれに伴う更新のための調製を行いました。 (市公印規則第3条、令和3年10月11日付け市告示第162号)

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

<p>担 当 課</p>	<p>川内庁舎 市民生活課</p>
<p>監 査 事 項</p>	<p>(1) 現金等の保管、管理状況</p>
<p>改善を要する事項</p>	<p>むつ市ふれあいスポーツパーク使用料について、平日15時までに来庁し、現金で納入するもののうち、納期限まで10日未満である場合においても、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適切であった。</p>
<p>改善策等の措置状況</p>	<p>実査後、直ちに所定の領収書（2連符）による対応としました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	総務部 防災安全課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>不用の決定手続きを経ないまま廃棄された備品があった。規則に則った処理をしておらず、不適正であった。</p> <p>備品は市の財産であるから、処分する場合は、例規に則って処理しなければならない。</p> <p>抽出6点中1点を手続きをせず廃棄</p>
改善策等の措置状況	令和3年10月4日付けで廃棄手続きを行いました。

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	川内庁舎 市民生活課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>不用の決定手続きを経ないまま廃棄された備品があった。規則に則った処理をしておらず、不適正であった。</p> <p>備品は市の財産であるから、処分する場合は、例規に則って処理しなければならない。</p> <p>抽出15点中2点を手続きをせず廃棄</p>
改善策等の措置状況	令和4年2月3日付けで廃棄手続きを行いました。

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	出納室
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>不用の決定手続きを経ないまま廃棄された備品があった。規則に則った処理をしておらず、不適正であった。</p> <p>備品は市の財産であるから、処分する場合は、例規に則って処理しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">抽出10点中5点を手続きをせず廃棄</p>
改善策等の措置状況	<p>再確認した結果、不適正となった5点のうち抽出3点については、現在も存在していることが判明したことから、実際手続きしていない備品は10点中2点となりました。この2点については令和4年2月10日付けで廃棄手続きを行いました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	市長公室
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出6点中3点が不明</p>
改善策等の措置状況	令和3年10月7日付けで廃棄手続きをしました。

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	企画政策部 企画調整課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出7点中2点が不明</p>
改善策等の措置状況	<p>備品の廃棄手続き漏れであったため、令和4年1月13日付けで廃棄手続きを行いました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	企画政策部 市民連携課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出7点中2点が不明</p>
改善策等の措置状況	<p>不明であった2点については、所管施設含め探索した上で、存在しないことを確認し、令和3年11月9日付けで廃棄手続きを行いました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	財務部 管財課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出10点中4点が不明</p>
改善策等の措置状況	<p>旧庁舎の車庫解体の際、車庫内休憩室に保管していた物品を搬出しなかったため、解体と同時に廃棄処分したものであります。</p> <p>当該備品については、令和4年2月7日付けで廃棄手続きを行いました。</p>

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	財務部 税務課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出10点中1点が不明</p>
改善策等の措置状況	令和4年2月17日付けで廃棄手続きを行いました。

令和3年度定期監査結果における改善を要する事項等の措置状況

担 当 課	川内庁舎 管理課
監 査 事 項	(5) 財産の管理状況
改善を要する事項	<p>所属不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。</p> <p>抽出13点中1点が不明</p>
改善策等の措置状況	令和4年2月3日付けで廃棄手続きを行いました。